

島田市教育委員会就学事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令に定めるもののほか、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）における就学事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学齢児童 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 23 条に規定する子女をいう。
- (2) 学齢生徒 法第 39 条第 2 項に規定する子女をいう。
- (3) 児童生徒等 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「令」という。）第 2 条に規定する者、学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (4) 就学予定者 法第 22 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、特別支援学校に就学させるべき者をいう。

(学齢簿の編製)

第3条 教育委員会は、令第 1 条、第 2 条及び第 3 条の規定により、学齢簿（様式第 1 号）を編製するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、島田市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定する住民台帳をいう。以下同じ。）に登録されている住所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の学齢簿に記載すべき住所を変更するものとする。

- (1) 住民基本台帳に登録されている住所に現実に居住していないと認められるとき。
- (2) 住民基本台帳に登録されている住所が単に就学のためのものと認められるとき。

(入学期日等の通知)

第4条 教育委員会は、令第 5 条第 1 項の規定により、就学予定者の保護者に対し、1 月末日までに、就学通知書（様式第 2 号）により入学期日を通知するものとする。

2 教育委員会は、令第 7 条の規定により、前項の規定による通知と同時に、児童生徒等を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、就学予定者リスト（様式第 3 号）により当該児童生徒等の氏名、入学期日等を通知するものとする。

(就学時の健康診断)

第5条 教育委員会は、毎年 11 月末日までに、別表に掲げる学校ごと、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する健康診断を実施するものとする。

(学校の指定)

第6条 令第 5 条第 2 項の規定による学校の指定は、別表 1 に掲げるところによる。

法第 81 条第 1 項の特別支援学級に就学すべき場合の学校指定は、別表 2 に掲げるところによる。

(児童生徒等の住所変更)

第7条 教育委員会は、令第 4 条の規定により市町村長から通知があったときは、前条の規定により学校を指定し、次に掲げるところにより、当該指定した学校の校長に通知するものとする。

(1) 転出 転出学通知書

(2) 転入 転入学通知書

2 小学校及び中学校の校長が前項の規定による通知を受けたときは、次に掲げるところにより、教育委員会に報告しなければならない。

(1) 転出 転出学通知書

(2) 転入 転入学通知書

(特別支援学級への入級)

第8条 教育委員会は、就学予定者が法第81条第1項各号のいずれかに該当する者であるときは、島田市就学支援委員会規則（平成17年島田市教育委員会規則第13号）により設置された島田市就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）に諮るものとする。

2 小学校及び中学校の校長は、当該学校に就学している児童生徒等で特別支援学級において教育を行うことが適当な者があるときは、就学支援委員会に諮らなくてはならない。特別支援学級において教育を行うことが適当でない者となった場合も、同様とする。

(指定学校の変更の要件)

第9条 令第8条の相当と認められるときは、次の各号のいずれかに該当する場合で、児童生徒等の教育上適当と認めるときをいう。

(1) 特別支援学級の児童生徒において、通学距離等の理由のため、他の学校に通学させることを希望する場合。

(2) 身体的、精神的な病気等の理由で、現指定校に通学させることが困難なため、他の学校へ通学させることを希望する場合。

(3) 住所の移転等により転校した学校において、著しく適応性に欠けるため、従前の学校への通学を希望し、通学に支障がない場合。

(4) 通学路に極めて危険な道路があり、通学上の危険を回避するため、安全な隣接学区の学校への通学を希望する場合。

(5) 小中学校の最終学年以外の学年で、学期途中に転居し、引き続き従来为学校へ通学させることを希望し、通学に支障がない場合。

(6) 小中学校の最終学年で転居し、引き続き従来为学校へ通学させることを希望し、通学に支障がない場合。

(7) 新築、改築等のため、工事完成後に転居することが確実で、一時的に学区外から通学させることを希望する場合。この場合、許可の最長期間は6月とする。（賃貸住宅入居の場合を含む。）

(8) 小学生において、放課後保護者がいないことにより、児童を祖父母宅等へ預け、その住所（児童の預け先）により指定される学校へ通学させることを希望する場合。

(9) 自治会等歴史的に緊密な日常生活圏にあるため、従前の学校への通学を希望し、教育委員会が認めた場合。ただし、施行日以降に通学区を改正した区域に限る。

(10) 都市計画等により、住居の立ち退きを余儀なくされたが、引き続き従来の住所による指定校へ通学させることを希望する場合。

(11) 特認校制度を利用している児童が、小学校卒業後に島田第二中学校へ進学を希望する場合。

(12) その他、教育委員会が必要と認めた場合。

(指定学校変更の提出書類)

第 10 条 教育委員会が令第 8 条の規定により指定学校を変更するときは、指定学校変更申請書（様式第 4 号）と次に掲げる書類により申請を行うものとする。

(1) 前条(1)、(9)、(10)及び(12)の場合 教育委員会が必要と認める書類

(2) 前条(2)の場合 医師の診断書その他教育委員会が必要と認める書類

(3) 前条(3)の場合 校長の副申書その他教育委員会が必要と認める書類

(4) 前条(7)の場合 建築確認書・入居契約書の写し等、完成予定日がわかる書類その他教育委員会が必要と認める書類

(5) 前条(8)の場合 保護者の勤務証明書、児童預かり証明書その他教育委員会が必要と認める書類

(指定学校変更の決定)

第 11 条 教育委員会は、令第 8 条の規定により指定学校を変更するときは、前条に規定する書類により審査を行い、必要に応じて実情を調査するものとする。

2 指定学校の変更の期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 9 条(1)、(6)及び(11)に該当する場合、卒業の日までとする。

(2) 第 9 条(2)から(4)、(7)から(10) 及び(12)に該当する場合、相当と認める事由がなくなる日までとする。

(3) 第 9 条(5)に該当する場合、住所変更をする日の属する学年の終了する日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、指定学校変更の申立てに相当の理由があると認めた場合には、指定学校の変更の終了する日を変更することができる。

(指定学校変更の通知)

第 12 条 令第 8 条の規定による通知は、次に掲げる書類により行うものとする。

(1) 学校長への通知 指定学校変更通知書（様式第 5 号）

(2) 保護者への通知 指定学校変更承諾書（様式第 6 号）

(指定学校変更の取消し)

第 13 条 教育委員会は、指定学校変更をした児童生徒等に係る当該変更の事由の全部又は一部が消滅したことを知ったときは、当該児童生徒等の保護者及び学校関係者から事情を聴いた上、当該指定学校変更を取り消すものとする。

2 令第 8 条後段の規定は、前項の場合に準用する。

(区域外就学等の承諾)

第 14 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合で、児童生徒等の教育上適当と認めるときは、令第 9 条第 1 項に規定する承諾をするものとする。

(1) 小中学校の最終学年以外の学年で、学期途中で転出し、引き続き従来の学校へ通学させることを希望し、通学に支障がない場合。

(2) 小中学校の最終学年で転出し、引き続き従来の学校へ通学させることを希望し、通学に支障がない場合。

- (3) 当市内での新築・改築のため、工事完成後に転入することが確実で、一時的に市外から通学させることを希望する場合。
- (4) 当市に住所を有しない児童生徒等で、帰国子女や特別支援学級対象児については、その都度協議する。
- (5) その他、教育委員会が必要と認める場合。

2 前項の規定による承諾の期間は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項(1)に該当する場合、住所変更をする日の属する学年の終了する日までとする。
- (2) 前項(2)に該当する場合、卒業の日までとする。
- (3) 前項(3)に該当する場合、当該住宅の入居予定日までとする。
- (4) 前項(4)(5)に該当する場合、教育委員会が定める日までとする。

3 前項（同項(4)を除く。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、教育委員会は同項に規定する日を超えない期間において、第1項の承諾の期間を定めることができる。

（区域外就学等の審査）

第15条 教育委員会が前条の承諾をするときは、区域外就学承諾申請書（様式第7号）その他承諾をするために必要な書類により審査を行い、必要に応じて実情を調査するものとする。

（区域外就学等の協議等）

第16条 教育委員会は前条の規定により区域外就学を許可しようとするときは、区域外就学協議書（様式第8号）により、当該児童生徒等の住所の存する市町村教育委員会に対しあらかじめ協議し同意を得た後、指定学校の学校長に区域外就学通知書（様式第9号）を、当該児童生徒等の保護者に区域外就学承諾書（様式第10号）を交付する。

2 教育委員会は、他の市町村教育委員会より区域外就学の協議書を受け、当該区域外就学に異議のない場合は、当該市町村教育委員会に区域外就学同意書（様式第11号）を送付するものとする。

（区域外就学等の承諾の取消し）

第17条 教育委員会は、区域外就学の承諾をした児童生徒等に係る当該承諾の事由の全部又は一部が消滅したことを知ったときは、当該児童生徒等の保護者及び学校関係者から事情を聴いた上、当該区域外就学の承諾を取り消すものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により承諾を取り消したときには、遅延なく、その旨を当該区域外就学の協議をした市町村の教育委員会及び当該児童生徒等の保護者に通知するものとする。

（住民基本台帳に登録されていない場合の措置）

第18条 住民基本台帳に登録されていない児童生徒等であつて、次の各号のいずれかに該当する者が現に島田市に居住していることを証明した場合の区域外就学に係る住所は、島田市にあるものとみなす。

- (1) 傷病の治療、機能回復訓練等のため、長期にわたり島田市に滞在している児童生徒等。
- (2) 暴力的な債権の取立て、家族等の暴力その他の身体又は精神に対する被害を回避するため、住民基本台帳法の規定による届出ができない児童生徒等。

2 前項の規定による証明は、民生委員・児童委員が発行する居住証明書その他の現に島田市に居住していることを証する書面により行うものとする。

(特別支援学校)

第 19 条 教育委員会は、就学予定者のうちで、特別支援学校に就学すべき者があるときは、就学支援委員会で審査した上で、毎年 12 月末日までに、特別支援学校就学該当者通知書に就学指導一覧及び就学指導調査個票に学齢簿の謄本を添えて静岡県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に通知しなければならない。

(特別支援学校への転学)

第 20 条 教育委員会は、校長から学校教育法施行令第 12 条の規定による通知があったとき及び島田市に転入してきた児童生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者があるときは、就学支援委員会で審査した上で速やかに特別支援学校就学該当者通知書に就学指導一覧及び就学指導調査個票を添えて県教育委員会に通知しなければならない。

(特別支援学校の学齢簿の加除訂正通知)

第 21 条 教育委員会は、島田市に住所を有する者のうち、特別支援学校に就学する者の学齢簿に加除訂正をしたときは、速やかに視覚障害者等の児童（生徒）学齢簿加除訂正通知書（様式第 12 号）により県教育委員会に通知しなければならない。

(出席の督促)

第 22 条 教育委員会は、校長から学校教育法施行令第 20 条の規定による通知があったときは、当該児童生徒の保護者に対し、出席督促通知書により、当該児童生徒の出席を督促しなければならない。

(就学義務の猶予又は免除)

第 23 条 保護者は、児童生徒等が病弱、発育不全、その他やむを得ない事由により、就学義務の猶予又は免除を受けようとする場合は、就学義務猶予・免除許可申請書（様式第 13 号）に教育委員会の指定する医師その他の証明書等、その事由を証するに足る書類を添えて教育委員会へ申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合、相当と認めるときは、就学義務の猶予又は免除を許可することができる。

3 教育委員会は、前項の規定により就学義務の猶予又は免除を許可したときは、当該保護者に対し、就学義務猶予・免除許可書（様式第 14 号）を交付するとともに、就学義務猶予・免除許可通知書（様式第 15 号）により、当該児童生徒等の在籍学校又は指定学校の校長に通知するものとする。

4 就学義務猶予の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、年度途中から就学義務猶予を申請した場合も 3 月 31 日までとする。ただし、引き続き就学義務猶予の申請を受けようとする場合は、1 年を経過する毎に改めて第 1 項に準じて教育委員会へ申請しなければならない。

5 年度途中において就学義務猶予又は免除の申請をしようとする児童生徒については、現に在籍する小学校又は中学校の校長の副申書を添付しなければならない。

(雑則)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、教育委員会における就学事務の取扱いについて必要な事項は別に定める

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。